平成２２年（フ）第１３５０１号
東京都港区芝浦３丁目１番30号　石川ビル、商業登記簿上の本店所在地東京都港区芝５丁目31番７号
破産者　中野再開発コンサルタンツ株式会社
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５０２号
東京都調布市入間町３丁目３－２－Ⅲ－101
破産者　中野　**侑**彦
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８９６号
東京都墨田区亀沢２丁目23番６号
破産者　有限会社栄和断裁
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９８０号
東京都八王子市元横山町２丁目６―22―401
破産者　木村　洋之
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０４２号
東京都新宿区西新宿８丁目５－７－103、最後の住民票上の住所福岡県福岡市南区老司２丁目21―14
破産者　吉郷　知彦
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１６９号
千葉県松戸市北松戸３丁目２―15―101
破産者　山本美佐子
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９６３号
東京都新宿区中落合１丁目２―22―114
破産者　山崎　　實
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９８５号
千葉県香取市佐原イ398番地
破産者　南村建設株式会社
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９８７号
千葉県香取市佐原イ1714
破産者　南村升一郎
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０３９号
千葉県松戸市北松戸３丁目２―15―101
破産者　山本　忠弘
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１１３号
東京都千代田区九段北３丁目２番５号　ダヴィンチ九段ビル７階
破産者　株式会社匠ファイナンシャル
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２０４号
千葉県千葉市中央区中央２丁目２番８号
破産者　秀和テクノロジー株式会社
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２０５号
千葉県市原市姉崎812番地の１
破産者　姉崎ドラゴン株式会社
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２０７号
千葉県千葉市中央区中央２丁目２番８号
破産者　株式会社デシベル
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２０８号
東京都調布市八雲台２丁目13番地14
破産者　高雄産業株式会社
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２１７号
東京都練馬区石神井町４丁目17番23号
破産者　有限会社ハッチシステム
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２１８号
東京都練馬区石神井町７丁目34－３－102
破産者　萩原　　守
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２３３号
東京都葛飾区堀切１丁目17―５―503　高橋方
破産者　中原　凡子
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２５８号
埼玉県上尾市大字壱丁目224番地の５
破産者　有限会社ミキプランニング
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２５９号
埼玉県上尾市向山２丁目45―９
破産者　橋口　廣幸
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２６０号
埼玉県上尾市向山２丁目45―９
破産者　橋口　啓子
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５３００号
神奈川県伊勢原市東大竹1189番地の６
破産者　株式会社イービット
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部